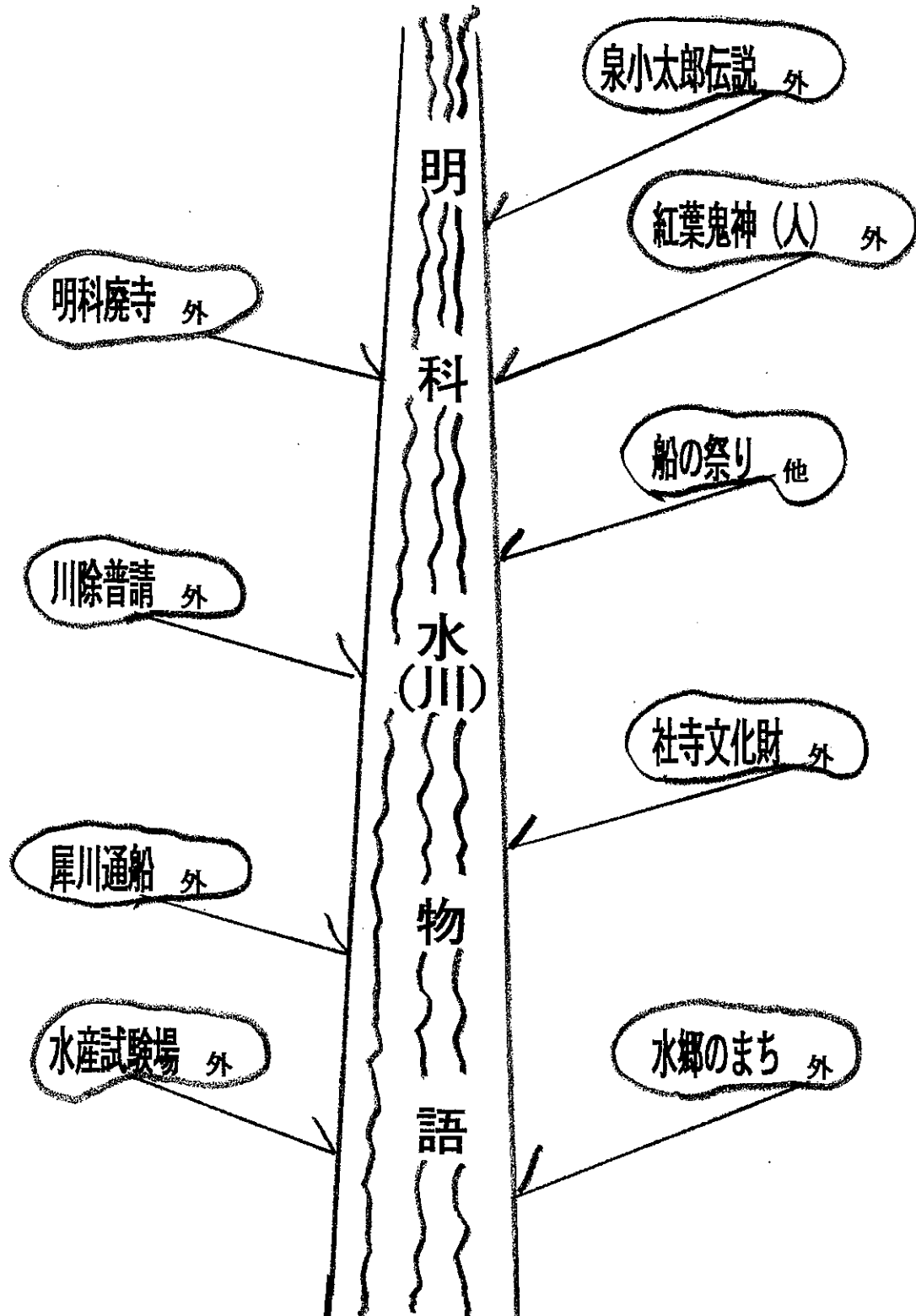


水が織りなす安曇野今昔物語 講座 ～ 明科編 第2回 ～

～ 第2回講座のイメージ ～



メモ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

巨人伝説 (造山伝説)

伝説・伝承の資料……『明科町史 下』 伝説・伝承の章より抜粋。

1, 能念寺山のデーラボッチャ

能念寺山（長峰林道中腹＝塔ノ原→現在、歌碑公園）で、巨人デーラボッチャが「どっこいしょ」と座ったお尻の跡が水溜りとなったといわれている。この池を『金玉池』または『平窪池』と呼んでいる。（2つの丸い池が並んでいる）また、デーラボッチャが、ウーンと「塔ノ原」から足を伸ばしたら土地がへこんで「大足」という地名になったといわれている。

2, 潮沢のデーラボッチ

「名九鬼」（潮沢区）の奥に、「あそう」という部落がある。その北側の尾根を、100m程東へ進むと、山道の北側に、東西の窪地がある。ちょうど南側の尾根と北側の尾根をひとまたぎにした巨人の足跡だと言われる。
「矢越」（潮沢区）の山頂付近（石の愛宕様・千本松）の峰続きに北へ150m程行くと、尾根なりに巨人の足跡がある。
「峰方」（潮沢区）の「西ノ久保峰」の反対側の「小立野」（生坂地籍）にも足跡がある。

3, 塩川原のデーラボッチ

「塩川原」（塩川原区）の上段の大堤の南は、『くねノ中』といって窪地となっている。ここは、デーラボッチャの足跡だとも言われている。
「塩川原」の山ぞいの水沢に、『大田』という水田がある。ここがデーラボッチの足跡だと言われている。昔、『池ノ戸池』からデーラボッチがひとまたぎにした足跡であると言う。
なお、『池ノ戸』（荻原区）もデーラボッチの足跡だと言う。

明科地域と泉小太郎

明科地域の神社（社伝）には、泉小太郎関係の伝承が残っている。

松本地方で、伝承をまとめた資（史）料は少ない。

ここでは、『信府統記』（享保9＝1724編纂）の記述の一部を見ていきたい。

『信府統記』（復刻版 P464～）

「旧俗伝の項」……………此辺ノ平地ハ……湖ナリ 此所ニ犀龍ト言フアリ 又是ヨリ
東 高梨ト言所ノ池ニ白龍王ト言ヘル者アリシカ 犀龍ト交テ一子ヲ生ス 八峯瀬山
ニテ誕生 日光泉小太郎ト称ス……………小太郎……熊倉下田ノ奥 尾入澤ト
言フ所ニテ……………逢フ……………犀龍語テ日ク 我ハ諏訪大明神・建南方富之命ノ変身ナ
リ……………犀龍ニ乗シヨリ 今ニ 犀龍澤ト称セリ 三清地ト言所ノ巨巖ヲ突破リ…
……………小太郎ハ有明ノ里 今ノ池田與十日市場川会ト言フ所也 二帰り居住シ子孫繁
栄ス……………小太郎……後ニ彼所（佛崎→松川與一本木村西ノ山）ニ川会神社ヲ建テ
……………

*明科地域の「泉小太郎」伝説は、『信府統記』には登場しない。

明科地域の一部神社の「社伝」や「社由緒書」に治水伝承が残っている。

『犀龍』は『犀宮』に上陸し、まつられたとしている。その祭神は『犀乗大神』ということとなっている。

『正八幡宮』では、『穂高見命』が、山を切り開き水を流したこととなっており、後の『安曇比羅夫』がこれを祭ったとされている。
また、『川会神社』を「押野崎」に建立したとも言っている。

かつて、『正八幡宮』に合社された『川会神社』は、『延喜式内神名帳』（927年頃）に見える神社ではなからうかと、明治29＝1896、「川会神社・正八幡宮合殿願書」を長野県知事に提出し、明治30年、いったん許可になったが、証拠物件不十分云々により、翌31年に合殿は取り消しとなった。
『川会神社』は池田町・十日市場の神社を指すこととなった。

*『信府統記』には、上押野村・『八幡宮』舞殿三間・二間、鳥居アリ 縁起来由知レス

江戸時代中期（『信府統記』が編纂された頃）には、押野に伝わる『川会神社』は、すでに、押野の住民の脳裏から消えていたものと思われる。

平成の時代になり、押野地域を研究している一部の有志が、もともと『川会神社』があったと伝えられる場所（下押野公民館の近く）に、『川会神社』『日光小太郎菩薩』と記された2基の小石碑を建立した。

なお、現池田町内にも『川会神社』と記されている神社は、『信府統記』には見あたらなかった。

明科地域における、「神社の治水伝承」に、『泉小太郎（日光小太郎）』・『犀龍や白龍』・『穂高見命』・『建御名方命』などの名前が出てくる。

また、「白牧」部落等の『舟つなぎ石』（白牧江ノ島と呼ばれ、穂高・牧の舟つなぎ石と対応するという）などと共に、三川合流地ならではのロマンに満ちた治水伝承が明科地域の各地に残っていることは、この地域の一つの特色であろう。

神社の治水伝承（泉小太郎等関係）

1, 犀宮社と泉小太郎 [社 伝]

（犀宮社→塔ノ原・宮中区）

昔、鉢伏山に犀龍が住んでいた。高井郡高梨に住む白龍という夫を迎えて泉小太郎を生んだ。

ところが、小太郎という人体を生んでから母の犀龍は、自分の姿が蛇に似ていることを恥じて、湖水の中に隠れてしまった。

小太郎は、母の犀龍をたずねて、あちこちと探すうちに、熊倉の奥、尾入沢でやっと会うことができた。

その後、母の犀龍は「私は諏訪大明神の化身です。お前のため、また、人々のためこの水を落として陸地にしてやろう」というと、小太郎を背中に乗せて山清路の巨岩をつき破り、更に下流の水内へ行き、白龍を連れて、仏崎の岩屋に入って暮らすことにした。

安曇平の広大な土地はこの時でき、小太郎は有明の里で暮らしたといわれている。

母の犀龍は、その後、「塔ノ原」に上陸し、「犀宮」にまつられている。

犀龍は体が赤かったことから「赤龍」といわれ、「犀宮」で「赤巖」を立てるのはこのためだと言われている。

『犀宮』の祭神である日本武尊<ヤマトノミコ>・大山祇命<オオヤマノミコ>・建御名方命<タケミナタノミコ>の三神に、「犀乘大神」を加える人もいる。

2, 正八幡宮と穂高見命 [社由緒書→明治29年]

（正八幡宮→上下押野区）

大昔、安曇の平が湖であったころ、大綿津見命<オホワタツミノミコ>の御子の穂高見命<ホタケミミコ>という神様が、押野崎から山を切り開いて、犀川を作り、湖の水を越後の海に流した。

その後、神孫の安曇比羅夫<アツヒラフ>という人が、穂高見命を祭り、押野崎の川の会う所に、大綿津見命と豊玉姫命<トヨタマノミコ>を祭って、『川会神社』と称した。

後、慶長元年=1596、6月の大洪水で、宮殿・社地共に流失したので、八幡宮の社殿へ御遷座した。

この時より、川会神社という名称はいつとなくすたれて、八幡宮の名だけが残った。

しかし、毎年、7月1日の祭事には、葦で新床を作り新菰を敷き神座を設け、川の会する方に向かって神酒・神饌等を供え、諸川の水害を除くことを祈願している。

これを『川会の神事』と申し伝えている。

また、穂高神社との因縁が深いので、毎年、穂高神社例祭には、当社の氏子総代の一人が祭典に参列している。

3, 『大穴（地名）』と泉小太郎

（大穴<オアナ> → 南陸郷区）

いなばの白兔で名高い「大国主命<オホクニノミコ>」は、子の建御名方命<タケミナタノミコ>が長ずるに及び、姫川を上流に上り仁科に出た。

安曇の地方は、一大湖水で、八坂より尾根伝いに広津・八代・田ノ入・押野崎の山まで出て、この湖水を干拓して、新しい農業を先住民に教えようとして決壊の場所を調べた。

この道を古来より『越後街道』と呼び、今も原形を残している。

大国主命が立って展望したところを大国主命の別名・『大己貴命<オホニギハヤヒノミコ>』より、大穴山と名付けた。*地元の『大己神社』を「オアナジンジャ」と呼んでいる。

建御名方命は、池田川会神社の祭神綿津見命の子の坂刀売命<サカタリノミコ>と結婚し更埴・八幡の『八幡宮』の祭神「武水別命<タケミナタノミコ>」を生み、長じて親子の神で、広津の大日向間渠を切り開く工事を起し、国中の壮丁を集め、湖水の水を流したという。

旧俗伝の白龍・犀龍は、諏訪大明神の建御名方命・八坂刀売命とし、泉小太郎は、武水別命であると言われている。

紅葉鬼人（神）と八面大王

穂高地域を中心として、南北安曇地方に、よく知られている『八面大王』の話が語りつがれてる。

『安曇野に八面大王は駆ける』（穂高・中島博昭）『信濃安曇族の謎を追う』（池田町・坂本博）両氏の著書などに『私説』として詳しく書かれている。それによると、八面大王（魏石鬼）は安曇族の頭領ではなかったかということであり、時の権力である都（大和朝廷）と戦ったのだということである。その話に出てくる朝廷方の武将坂上田村麻呂と戦った（？）のは、延暦12年（793）頃ではないかとのことである。そして、このことにより、安曇氏から仁科氏へと支配関係が変わっていったという。

明科地域にも同じような話が残ってる。

*『信府統記』（享保9 = 1724）

……往昔、中房山ト言所ニ鬼賊アリテ國人ノ仇トナリ 神社佛閣ヲ破壊シ 民衆ヲ焼亡シ 乱暴年久シ 其名ヲ 魏石鬼或ハ義死鬼トモ言ヒ 又 八面大王ト称フ 坂上田村麿 是ヲ征伐スト 云々……………（『信府統記』復刻版P468）……………（安曇の内大町・松川・穂高～波田方面の記述がほとんど）……………

此外鬼賊ノ事跡ナリト言ヒ伝フル所余多アリ……………

*明科地域での『八面大王』にかかわる記述は、『信府統記』の中には見られない。「此外」の部分にあったものと思われる。

明科・潮沢と本城村との境にある物見岩に「紅葉鬼神」という女の鬼が住んでいて、坂上田村麻呂に退治されたという話である。

『竜の貸しもの 明科の風土と民話』（三郷村・平林治康）によると、紅葉鬼神は、八面大王の奥さんだということとなっている。

ところが、もうひとつ、『ふるさと常念 人間と自然』（常念岳研究会）の中に収められている『常念坊物語』（平林治康）に、「……………有明の方から白い光の玉がとんで来て……………ありゃ八面大王の一の子分で、常念坊という鬼が飛行の術を使って、このまゆみ岳（常念岳の元の名前）へ飛んできたらしい……………」

親分の八面大王・妻の紅葉鬼神・一の子分常念坊と三人の人物が、それぞれ異なった場所から、この安曇野を見下ろしているところが、とてもおもしろい。また、『探訪「安曇野」その旅と歴史ロマン』（前出 中島博昭）P46「……………大王の首を鬼切丸の名刀で斬り落とさせた。二重の箱に納められた大王の遺骸は、「八面大王大明神」の旗を立てて里にもちくだり、安曇野でもっとも低い湧水の地、塔ノ原に塚を築き葬られた。子分の常念は坊主になって烏川の谷を登り、常念（坊）岳からはるか親分の八面大王の菩提をとむらった。……………」

この文中、「安曇野でもっとも低い湧水の地、塔ノ原」とは、現在の御宝田（御法田）一帯をさしていると考えらる。

『信府統記』には、……………耳塚ト言う処ハ彼夷賊等ノ耳ヲ……………（狐に化けたもの）ハ、……………狐島ニ……………八面大王ノ社トテ祠モアリシト言フ……………一説ニ、鬼王ノ首ハ庄内ノ地ニ埋メテ塚魔ト号シ、其上ニ権現ヲ勧請アリ 今ノ筑摩ノ八幡宮是ナルトカヤ……………

*『信府統記』には、「八面大王の塚」について、明科地域の記述は無い。同時代の『書上帳』には、塔ノ原に『八面大王社（祠）』が記述されている。

紅葉鬼神（人）伝説 含・八面大王 (潮 沢 区)

桓武天皇の御代（781～806）に、信濃の深山幽谷に悪鬼がこもりいて人家をおびやかしたので、人民はこれを憂えて出願した。朝廷は「坂上田村麻呂」を諸軍の将としてつかわし、有明の八面大王を退治した。それから当所に陣を移して、「物見岩」岩窟に隠れている鬼賊に射むかったが、この鬼賊は手強く防ぎ、悪風を出し火風を吹かせ、沙石を挙げ塊を投げ降し、或は隠れ、或は現われ、妙手奇術をつくして戦う故、諸軍はなかなか前進できなかった。将軍はこれを憂え御心を勞し、「矢本の観世音」（潮沢区）に誓願をかけ、七日参籠した。満願の夜、観世音が御光をはなつて「汝憂ふるなかれ、我力を添えん、ただ速やかに射向かえ」と告げられた。田村将軍は、恭敬再拜して翌朝その旨を陣中の者に示したので、諸軍は信心感動し、勇氣百倍、物見岩の岩窟に押し寄せ一挙に討伐した。将軍はひとえに観世音の助け給う所と喜悅の余り礼拝し、家来に命じて宝殿を造らせたという。これが「矢本寺」である。（「矢本寺略縁起」竹ノ花観音堂文書）

坂上田村麻呂将軍は、鬼退治のため、「三五山」（3×5→15日間いたので三五山という）に陣取り、「矢本」で矢を作った。神の夢の御告げにより、「牛伏寺」の牛（疾風無辺牛という名牛）の背に乗り、「岩州」の肘かけ岩に肘をつき降参するように大声で言った。すると、「紅葉鬼人」から「鎧の矢に唾液をつけて撃ってみろ」と返事が返ってきた。そこで一本撃つと左にそれ、次の矢は足に、三本目の矢が胸に当たった。鬼は泣き泣き逃げて来たが死んだ。そこを「名九鬼」という。鬼は死んでも生き還るという言い伝えがあるので、体を切り刻んで別々に葬ることにした。頭と尾を埋めたところを「柏尾」といい、胴体は、「藤城神社（名九鬼）」の鳥居の東辺に埋めた。足は「足畑」（漆久保）に埋めた。頭と尾を埋めたところを「鬼首大明神」としてお宮を造り祭った。

「牛尾沢（潮沢）開基」には、上記と似た記述があり………時は、延暦2＝803Sなっている。その時出来た地名として、「三五山」（15日間逗留した）、かぶら矢を放った所を「矢本」、矢の通った下を「矢下（沢）」、矢が越えたところを「矢越」、鬼を埋めた場所を「名九鬼」と名付けた。………牛を繋いでおいた場所を「牛居」と名付けたが、後の人が誤って「牛尾」というようになった。牛の尾のように曲りくねった沢から「牛尾沢」と名付けられた。

塔ノ原 （八面大王社）

昔、有明山の岩屋に八面大王という鬼が住んでいて………坂上田村麻呂に成敗された。………大王の頭は、「頭（塔）の原」へ埋め、耳は「耳塚」、足は「立足」に埋めた。「塔ノ原」は、大王の頭が埋まっているおかげで、厄病が流行しないと言われている。このことから、「塔ノ原」の地名が生まれたとも言われている。

『麻績組塔原村神社仏閣道法色々書上帳』（元禄11＝1698）

「あらかミ嶋」

八面大王

宮

長 式尺八寸

横 式尺

正面

午（南）ノ方向

御札場より未申ノ間（南西）

道法

九町拾貳間

『信府統記』（享保9＝1724）

塔原村、三社大明神………

祠六ヶ所 ……八面大王………

『明科廃寺跡』

昭和28年・平成11年の一部発掘調査により、布目瓦などが出土し、古代寺院あとの存在が想定され、『明科廃寺跡』として知られるようになった。

*出土地……明科・中川手3780（明科区県町地籍）

『明科廃寺跡』から出土した「布目瓦」のうち、年代を知る手がかりとなるのが、文様のついた「軒丸瓦」「軒平瓦」であるという。

これらの出土品のうち、「軒丸瓦」について、石田茂作博士は、次の3時代に分類した。

①白鳳様式のもの……『素弁八葉蓮華文』

②奈良様式のもの……『細素弁十二葉蓮華文』

③平安様式のもの……内縁部に孤文を配しているもの。

明科廃寺の軒丸瓦は、大きく分けて、白鳳時代（7世紀後半から8世紀初頭）・奈良時代（8世紀）・平安時代（9～12世紀）のものがある。このことから、この寺院は、約1300年前の白鳳時代に建立されて以後、長い期間にわたって存在していたと考えられている。

*白鳳時代の瓦が発見されているのは、県内で、善光寺、開善寺（飯田市）、屋代廃寺（千曲市）など数ヶ所だけである。

明科廃寺址の出土品のなかに、『鵜尾（しび）』や『瓦塔（がとう）』のように、長野県内で、あまり例をみない貴重なものもある。

*『鵜尾』は、屋根の大棟両端を飾る魚尾型の装飾瓦である。

『明科廃寺跡』からは、鰭（ひれ）の一部分の小破片が出土している。

*『瓦塔』は、屋根部分5片・基壇部分2片・壁部分2片 合計9片が出土。

その後、平成11年の発掘調査により、丸い柱穴と四角い柱穴等の遺構が発見された。その周辺に、建物の屋根に使われたと思われる遺物（瓦片・瓦塔片等）が多数発見されている。

*丸柱の遺構……5～4間×2～3間の掘っ立て瓦葺の建物跡と推定。

*四角柱の遺構……5間×2～3間の建物跡と推定し、丸柱の建物より古い時期のものであろうとされている。
周辺から「瓦塔片（8片）」が出土していることから、瓦塔を納めていた建物か蔵ではないかと推定されている。

平成11年の発掘調査地域は、「明科廃寺」の中心伽藍部分ではなく、中心部分からはずれた寺域の中ではあるが、東端部分であろうと想定されている。

古代寺院は、7世紀中期（白鳳時代）から各地で創建され、9～10世紀（平安時代前～中期）に廃絶する例が多く見られるといわれている。

この時代の寺院創建は、氏族寺院で、郷などの有力氏族が創建する例が多い。創建する有力氏族は、建築・造瓦など優れた技術が必要としたため、中央政権との結び付きが特に必要であったといわれている。

この寺を創建した氏族は、財政力に加えて中央との深い関係があったものと思われる。

『明科廃寺跡』・『潮神明宮前遺跡』・『桜坂古窯跡』

『潮神明宮前遺跡』は、平成5年の発掘調査で、古墳が5基、平成10年に2基、平成17年に1基と合計8基発見されている。

この調査範囲を広めことができると、まだ古墳が発見される可能性があるという。そのため、潮神明宮前（西側）には、古墳群が想定されている。

また、発見された古墳は、7世紀末～8世紀初頭のもので、この時代は、古墳がつくられた終末期といわれている時代だという。

その上、『明科廃寺』創建時（7世紀中期→白鳳時代）とも重なっているので、廃寺との地理的な続き具合から見て、古墳をつくった氏族との関連が考えられている。

『桜坂古窯跡』（七貴・塩川原）は、平成9年の調査で、大量の「布目瓦」が出土し古窯の灰原跡・工房の跡なども発見された。

出土した「布目瓦」「須恵器」などから、『明科廃寺』創建時代と重なり、廃寺の瓦はここで造られたと考えられている。

塩川原地区は、廃寺跡の明科地区と、犀川を挟んで対岸の位置にある。

『明科廃寺跡』『潮神明宮前遺跡』『桜坂古窯跡』の関連については、明科公民館内の資料室にまとめて展示され、解説がつけられている。

『松声山龍門寺記』（寺伝）によると、初祖の開山は「行基菩薩」（奈良時代の僧・668～749）とされ、聖観音像は行基作で五重塔の本尊とされたいた。……云々。

また、明科村の『書上帳』（元禄11＝1698）に、観音堂は本尊は行基作、三重塔の本尊。石川玄蕃頭様御代（松本城主・雄3=1594頃）に大破……云々。

「龍門寺」は、『明科廃寺跡』の一面にある。ただし、廃寺との関係は不明である。近くの「竜門淵」は「三川合流地」の近くであり、竜門寺の寺伝（行基・三重塔）等から、廃寺の存在した位置の意味の一つが伺えるように思う。

廃寺創建の氏族について、次の史料をあげておきたい。

10世紀前半（931?～937?）に編集されたという『倭名類聚鈔』によると、安曇郡の郷として「高家」「八原」「前科」「村上」の四郷が見られる。

正倉院宝物（布袴）に、下記のように天平宝字8年（764）と記されている。それから類推して、上記四郷はすべて8世紀後半には成立していたものと考えられる。

「信濃国 安曇郡 前科郷 戸主安曇部真羊 調布壹端 長四丈二尺……
 主当 国司 史生正八位上 中臣殖栗連 梶取 *史生（国府五等官）
 郡司 主帳從七位上 安曇部百鳥 *主帳（郡家四等官）
 天平宝字八年十月
 （764年）
 <奈良正倉院内の宝物＝布袴>

白鳳時代に創建された寺院は、地方豪族の氏寺としたものが特徴であると言われている。これだけの寺院が建立できた有力氏族が明科地域にいたことは事実であろう。先頃、明科支所付近で出土した『八後鏡』（平安時代中期）は、約200年間の時代的ずれはあるが、ともに明科地域の古代を知る有力な糸口になることが期待される。

『舟』をともしなう祭り

明科地域の神社例祭には、ほとんどの地域で『舟ひきの神事』が行われている。これは、旧安曇地域と同様であろう。

明科地域には、「旧村社」として登録されていたものは、12社ある。その他、多くの「小宮」や「祠」があり、それぞれ地域の人々により祭られている。

旧村社（12社）のすべてが、例祭には「舟ひきの神事」が行われる（おこなわれていた）

ここでは、「近郷（川手）最大の祭り」と言われていた『潮神明宮』について触れることとする。

以下、『うるわしきふるさと東川手』（平成17、東川手の歴史を語る会）や『明科町史』から抜粋・引用する。

『潮神明宮』は、麻績神明宮の分社と伝えられている。分社の時期（潮神明宮勧請の時期）については、「社伝」には無い。「歴史を語る会」は、麻績神明宮が鮭を献上したとされている建久4=1193より少し前（1156～1193）であろうと推考している。いずれにせよ、古い歴史を持つ神社である。

潮神明宮の祭りは、「ローソク祭り」「夜通し祭り」「行列祭り」と言われていた。特に、戦前までは、舞台（おふりょ）と人形（でく）を飾りつけた芝舟3台が、夜はローソクを火災のように赤々と燈し、笛太鼓で囃し立て曳行するのであった。参道には、多数の箱灯籠に火が燈され、路面を明るく照らしていた。……………200m余に続く絵巻物風のお練り行列、そして芝舟の破壊的な曳行など壮観そのものであり、そんな光景が懐かしく誇らしく思いだされる。……………潮地域の人々の熱い思いが『うるわしきふるさと東川手』の中で記述されている。

潮祭りについての史料は乏しい。芝舟曳行については、正徳年間（1711～16）「宵祭りは芝舟、昼祭りは舞台を中心に、しし舞・かぐら・笠ぼこで行列」と記されている。したがって、舞台や芝舟・神楽・さんがいなどを伴う祭り行列は、少なくとも300年余の長い歴史があることが伺える。

かつては、江戸時代初期から、毎年、旧暦の6月15日～16日に行われ、潮村が中心となって、川手13ヶ村（田沢・光・塔ノ原・明科・大足・潮・潮山中・潮沢・上生野・小立野・下生野・上生坂・下生坂）が協力参加して、盛大に行われていたという。

この祭りに中心となって奉仕してきたのが『潮旭連』であった。明治初期の頃より、潮区に在住する15～28歳の各家男代表もって組織され、50人を越す大集団であった。祭りを盛り上げる「芝舟の製作」「曳行」「演芸の取り仕切り」が主な役目であった。規律厳しく一致団結して、先輩から受け継いだ技術を駆使して事に当たった。

戦後、『旭連』の連員不足が目立ち、高校生が主体となり、ついに、昭和末年には解散することとなった。芝舟の曳行も途絶えることとなった。

芝舟曳行のない祭りは、かつての経験と思い出を持つ年配者には堪え難いことであった。郷愁を持つ有志が立上がり、平成9年、『潮神明宮祭典保存会』を組織し（会員約120名）、80歳を越える者も含めて祭りに奉仕するようになった。芝舟曳行は復活したのである。

『潮神明宮の柴（芝）舟と人形飾り物』が、「安曇野市無形民俗文化財」に指定されている。現在は、新暦の5月4日・5日『潮神明宮例大祭』に、昔からの伝統を大切にまもりながらとり行われている。

江戸時代の潮神明宮祭り行列規模の一例 『祭礼諸事人別帳』の記録から

(『うるわしきふるさと東川手』より引用)

宝暦6 = 1756、6月16日

「昼祭り」

先 警 固……10人	先看板持……1人	御のぼり……24人
どらたいこ打…1人	さんがい……5人	笠ぼこ……3人
中 警 固……8人	笛……3人	つつみ……5人
太 鼓 ……2人	大どら ……1人	おさえ……7人

< 中 略 >

寛政3 = 1791

「宵祭り」 6月15日

祓除(掃除)人足 ……25人	花づくり人足 ……18人
とうろう人足 ……76人	

「昼祭り」 6月16日

先 警 固……16人	先看板 ……1人	のぼり……15人
舞台(お軒) ……6人	さんがい……10人	笠ぼこ……10人
太鼓櫓(軒) ……6人	中警固……13人	舞台引……15人
押え警固……6人	おさえ……1人	

*先看板～紋付袴の氏子総代～祭り組の伍長～藍染めの「のぼり」・五色の花でかざられた「さんがい」～おふりょ(舞台)～小若連の芝舟～木戸の芝舟(客舟)～旭連の芝舟～……～潮の祭り衆～参拝の群衆 このように大行列となった。

*昭和30年代から 潮沢谷の集落は、神明宮の氏子から脱退して(明治初期に、村社ができた上生野などは氏子から脱退していた)、「潮祭り」は、潮と木戸の2つの集落の祭りとなっていた。

「潮神明宮祭典保存会」の役割分担

- [人形方] ……源平合戦などテーマをもとにして、伝統的な人形作り・飾り付け
- [建物方] ……大幟・みかん燈籠・五つ燈籠の準備、芝居の舞台・花道作り、参道沿いの角燈籠の配置。
- [舟 方] ……伝統的特色のある大小2台の芝(柴)舟作り。
*昭和30～40年代は3隻。
- [囃 方] ……笛・大太鼓・小太鼓・かね(以前は三味線もあった)の練習と演奏。

川除普請 (かわよけふしん) [堤防工事]

～近世を中心に～

犀川をはさんで、兩岸に位置する村々は、自村の耕地を守り広げるため、犀川の堤防工事（川除普請）に力を注いだ。

明科地域の犀川は、高度差が少ない。（豊科白鳥湖付近標高540～光付近530～御宝田付近520～萩原付近510～小泉付近505m）

古来から、洪水のたびに犀川の本流が変化することが多かった。このため、犀川流路の変化と犀川周辺の地理的・地形的条件が引き起こす、洪水・はんらんと、これを防ぎながら耕地を広げて行った、兩岸居住農民の少なくとも17世紀～20世紀にかけての抗争と開拓の血のにじむ歴史である。

Ⅰ 光・塔原村と重柳村

1, 旧犀川本流

古くは、徳次郎地区（豊科・豊科インター東付近）の西（踏入・寺所地区東）を経て、重柳地区東を通り、現在の「御法田わさび畑」から穂高川に流入していた。

*今でも、現犀川流路の西側に、光・塔の原の人々の所有地がある。

2, 犀川流路の変化（現在の流路となる）

文禄年間（1592～1596）に大洪水があり、犀川の流路が徳次郎地区の東側に変わったと言われている。

3, 明科地区（光・塔原村）耕地の被害

*記録に残る大洪水

延宝2年（1674）・元禄9年（1696）・宝永元年（1704・光村田畑流失11余石）・宝永2年（1705）・正徳5年（1715）など
そのたびに、明科地区耕地の被害（1～2町歩）が出ている。

*川除普請についての申し合わせ……寛永18年（1641）光・重柳・等々力村で、犀川の本流部分の川除普請はしないことを申し合わせた。

4, 川除普請の争い（享保11年=1726以前、松本藩領時代）

*寛文2年（1662）に大洪水があったらしく、その時は流路が変わり、重柳側に流れた。このため、重柳村は「川除願」を提出。明科地区反対。
松本藩の役人が立ち会い、寛文3年、先に申し合わせたように、川除差止め。

*以後、「川除願」は、犀川兩岸の村々からたびたびおきている。

*正徳6年（1716） 光・塔原・明科・潮村連名の願書提出

・犀川西側の光村の地に重柳村から川除願が出ているが、申し合わせ通り、止めさせてほしい。

・以前からある光村の川除が正徳5年の洪水で流された。これは、光～潮4か村の用水取入口だから川除普請をしてほしい。

5, 川除普請の争い (享保11年以後、訴訟の舞台は江戸となる)

*享保13年(1728)の大洪水 (享保14年の裁許=御裁許)

この洪水は、本流が重柳側であった。安曇(松本領)・筑摩(幕府領)境地帯を中心に一面河原と化し土砂流入の荒れ地となった。

重柳村は、郡境を越えて堤防を築くことを願い出る。光・塔原村反対。このため江戸に出ての裁判となった。

結果、重柳村提出の願いより退いて(約30~72間)築くようにすることという裁許が下りた。(この時の奉行連署に大岡越前守の名も見えるという)

この時、両郡境の杭を4か所打った。これが、後年まで郡境の基準となった。

*宝暦7年(1757)の大洪水 (宝暦10年=1760の裁許)

重柳では、流失した築堤を再び築こうとしている。(築き足そうとしている)裁許

-・重柳側は築堤を郡境まで下げる。
- ・川除普請だけでは問題解決にならないから、両方の川除の間に、両村で堀川を掘ること。
- ・この裁許にもとづいて、重柳村で約3年間に動員した人足は、延13万6千人だったという。
- ・光村側は、2重で100間(約180m)余の堤防を築いた。

*宝暦13年(1763)の大洪水 (明和4年=1767の裁許)

- ・重柳側の築堤全滅。築堤申請。幕府役人実地見分。4年後、裁許。

工事が実現しない翌、明和5年大洪水により、今度は光側が大被害。その後、光側が普請をしたので、重柳側が異議を申立たが認められず。

*天明3年(1783)の大洪水

重柳側大被害。光側からの普請願いは認められなかった。

*寛政8年(1796)・文政5年(1822)・天保14年(1843)
弘化2年(1845)・弘化4年(1847)・嘉永元年(1848)
嘉永2年(1849)・文久2年(1862)など 普請争いは、光村(塔原・明科)と重柳村の間で続いた。

延宝2年(1674=発見された記録として残っている最初)から、約200年間に大洪水のたびに、20回ぐらいの争いがあったという。(明科町史 上巻)

*両岸居住農民は、争いながら、たくましく耕地を開拓し増やしていった。

*光・重柳両村の失地回復と新開拓状況を見ると3~5倍となっている。

光 村	天保5年(1834)	550石余(17世紀106石)約5倍
重柳村	"	492石余(17世紀162石)約3倍

(石高の記録は『命の水』豊科町教育委員会編より)

6, 明治時代以後の治水

*明治33年(1900) 県営により光・重柳地域の大部分について、近代的な堤防工事が完成した。

*明治32年(1899)・明治42年(1909)の『耕地整理法』により、開墾・水利・治水一体の「土地改良事業」が行われ、梓川・犀川の堤防工事は、国営・県営事業としてかなり進展していった。(この法律は昭和26年「土地改良法」となり現在も施行されている)

*『光明科堰』は、江戸時代以前から、犀川の水を取り入れ使用していた。洪水のたび、取水口確保のために莫大な費用と労力が必要であった。

大正10年(1921)、「南安曇電気株式会社(現中部電力KK)」が、取水口から発電用水の取り入れを申し込んできた。光区と交渉の結果、光区等のかんがい用水・飲用水・水車用水の優先権等を認めることを条件にこれを認めた。

これにより、光地区等の治水の安定をみた。(光地籍約130町歩のうち75町歩余が耕地化された)

昭和27年(1952)この用水は『光明科堰』(上川手・中川手・東川手村)の農業水利権を確立し、光地区～潮地区 約200町歩のかんがい用水として現在まで利用されている。

II 明科地区におけるその他の川除普請の争い

A, 塔原・明科村と押野村

寛政3年(1791)の洪水で、押野側を流れていた本流が、塔原・明科側に変わる。

寛政7年(1795)には、また、押野側が変わった。押野はたびたびの流路変更に悩み、聖牛(牛わく)などの普請をした。対岸の塔原・明科は、それらを取り払うよう訴えた。示談の結果は、押野側の普請を一切取り払うとなった

この時の普請監督だった横山熊右衛門は、責任を負って切腹した。

B, 潮村・潮沢村木戸と塩川原・押野村(荻原・中村・小泉村も参加)

嘉永5年(1852)～安政4年(1857)の6年に渡っての争い。江戸の滞在費・見分役人の接待費など、双方とも莫大な費用がかかったという。

*安政2年9月～11月の約2か月で、塩川原方面が訴訟に費やした金額は3710両1分1朱だったという。潮方面は不明であるが、こちらも相当な金額であったであろうことが推測される。

・当時1両で米1石余(150kg)買えたという。3710両だと、およそ1億円ぐらいと考えられている。

6年間の争いの結果、川除普請については、塩川原方面の以前あった所は認められたが、一番必要としていた、より犀川中央寄り(古川敷)の普請は認められなかった。対岸の普請はこれまで通りとなった。

C, 中村と小立野村(現 生坂村)

嘉永6年(1853)～嘉永7年(1854) 中村から訴訟。
中村の普請に小立野異論。裁定結果は中村の普請はそのまま認められる。

横山熊右衛門の碑

<場所> 下押野・犀川橋西側の堤防下流約100m

(裏面)

寛政7年(1795)犀川洪水被害甚シ 郡手代 横山熊右エ門殿 村人ヲ督シ
防水大ニ努ム 然ルニ 対岸ヨリ提訴アリ 近村役人仲裁ニ入ル
其間部落ノ議決セズ 遂ニ 普請取拂ノ止ムナキニ至ル

横山殿憤然帰藩 自刃ス 爾来 百五十余年 今ヤ 堤防完成耕地整理事業竣工ス
茲ニ 故人ノ義烈ヲ敬仰シ 碑ヲ建テ 以テ之ヲ記念ス 昭和21年5月吉日

当時(1790年代)の犀川本流(本線)の動き

- 本流は押野村側を流れていた
- 寛政3年(1791)の大洪水により、本流が塔ノ原・明科村側に変った
*塔ノ原・明科村の田畑に被害、川除普請に苦労した

○寛政7年(1795)の大洪水により、本流が押野村側に変る

- *押野側で「ウシワク」・石積など「川除普請」をする
- *塔ノ原・明科側は今まで「川除普請」をしたことがない所に普請をすると
川筋が変わり、被害が出ると「松本御預り役所」に訴えた。
[享保10年=1725より主に犀川右岸は幕府領=天領となっていたので
犀川を挟んでの訴訟はいろいろ難しい面があった]
- *「御預役所(幕府領)」「松本藩役所」より役人が来て調べた。
その結果、押野村で行った「川除普請」のほとんどは取り払うこととなって
しまった。この普請監督に当たっていた 松本藩の郡手代 横山熊右衛門は
責任を負って切腹した。

- 昭和21年(1946)耕地整理事業と共に堤防が竣工し、現在の形になった。
*熊右衛門の辞世の歌といわれてる『歌碑』も側に建立されている。

『前科(さきしな)の 川の流れば 激しとも 人世の道は くずれゆくまじ』

「五か用水」

上押野～小泉 延長 約12km余の犀川左岸段丘上を走る堰

「五か用水」は、押野・塩川原・荻原・中村・小泉の五か村を潤す堰である。

「内川」の水をひいて、上押野～荻原『荻原新堰』が出来たのは、延享元=1744であった。しかし、荻原から先の「中村」「小泉」地区に、用水が来ないことを憂い小泉の庄屋「牛越茂左衛門」は、中村の庄屋「遠藤條四郎」と『荻原堰』の延長を計画した。
荻原から小泉までには、大小の沢が10か所近くあり、水を通す「堰堤」が必要であり、水量確保のために「荻原堰」の拡張もともなう大工事であった。

天保2=1831、松本藩は郡奉行等を派遣し、工事にあたらせた。この人足の中には、上流住民も従事させられたので、不満が多く、工事はなかなか進まなかった。翌、天保3年、難工事と人心の反発の中、茂左衛門らの必死の苦心により、小泉北端まで、水路が出来た。しかし、水漏れが多く通水しなかった。再三の改修工事が行われた。通水しない堰工事に、地元住民は茂左衛門らを責めた。責任者一同切腹して、謝罪しようとした。その頃、春の大雨が降り水路は、通水した。

後に、何回もの改修工事が進められ、中村・小泉地区の開田は40町歩にも及んだ。
*「五か用水」は現在も使用され、灌漑用水の他に防火用水としての役目も持つ。

明科地域の市指定文化財 (社寺・石造文化財)

社寺文化財

明科地域の主な「指定文化財(社寺)」は、犀川・高瀬川に沿って連なる河岸段丘上に、点々と並んでいる。
この地域の地形的特徴は、河川のかつての氾濫原(現在・水田地帯)・数段を数える河岸段丘・多くの谷川をつくる傾斜地(山間地)で構成されている。
人々の居住圏は、昔も今も、河岸段丘上と山間地である。氾濫原であった土地の居住は河川の護岸工事が整備された近代以後のことである。

「指定社寺文化財」には、山間地に創建の歴史を持つものもあるが、現在その多くは、河岸段丘上に連なっている。
河岸段丘上の「指定社寺文化財」のみを、上流部分(南方)より列举すると次のようになる。

<河岸段丘上の指定社寺文化財>

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1, 光五社本殿 | 2, 長光寺薬師堂(含・薬師像・臥龍刻) |
| 3, 宗林寺山門(含・檜・宝印塔) | 4, 給然寺曼陀羅図 |
| 5, 雲龍寺本堂(含・大木像・山門) | 6, 龍門寺観音菩薩像 |
| 7, 潮神明宮本殿(含・狛犬像・祭壇と人形・寄獣) | 8, 上生野の観音像 |
| 9, 大己社本殿 | 10, 小泉の梵字庚申塔 |
| 11, 青柳庵石仏群 | |

<山間地の指定社寺文化財>

- | | |
|--|----------------------|
| A, 光久寺日光月光菩薩像<県宝>(含・薬師・宝印塔) | C, 小芹の神楽殿回り舞台(含・薬師像) |
| B, 平の毘沙門像 | E, 名九鬼の地藏堂 |
| D, 漆久保の弥勒菩薩像 | |
| F, 池桜の接吻道祖神 | |
| G, 泉福寺金剛力士像<県宝>(含・檜・薬師・十二天像・不動明王像・臥龍刻) | |

明科地域の指定文化財について

「国指定・国登録文化財」	0件
「県指定」	2件
「市指定」(含・欄1, 欄5)	40件
*市指定は全市で158件の約25%	

明科地域は、①「樹枝状谷」により、集落が細分されている場所が多く、それぞれが信仰ゾーンを形作っていたこと ②古来から、耕地が狭く、余裕のある生活ができる住民が少なく、信仰心と地区の絆を重視したこと ③江戸時代中期(享11=1726)より幕府代官所支配(天領・除・川西)となった。明治時代初頭の「廃仏毀釈」の難を免れた。などにより、各地区に上記以外にも、多くの寺社文化財が残されている。

石造文化財

『明科の石造文化財』によると、明科地域には、調査されたものだけでも1935基あるという。まさに「石造文化財」の宝庫といえよう。(内、上記の3/10/11/A/Fは市指定文化財となっている)

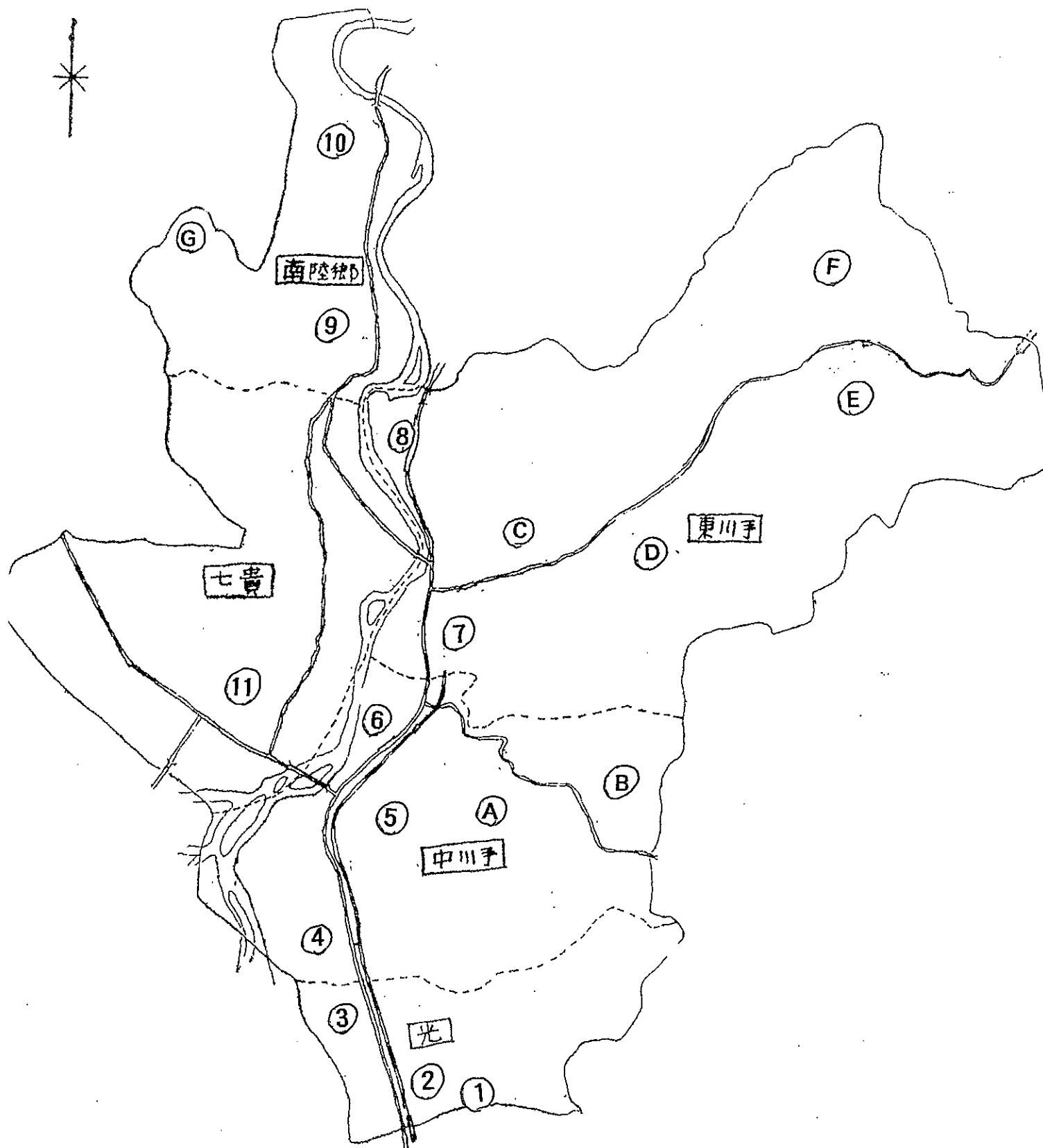
特に、潮沢地区を中心とした山間地に多くみられる。

石造文化財の種別を見ると、①馬頭観音(409) ②常夜燈(196) ③観音・薬師等(165)
④道祖神(146) ⑤石祠(116) ⑥神像(110)
⑦修験・権現(107) ⑧地藏(106) ⑨庚申塔(78)

地区住民の信仰対象の広さと信仰心の深さが伺われる。

指定寺社文化財等 概念図

< 明 科 地 域 >



犀川通船

天保3=1831、から開通した、松本～新町間（約56km）は、『犀川線』の全通（昭和13年=1938）により、その役目の大部分を失なった。その後、観光船運航・一部の資材運搬事業も、水力発電所建設（昭和32=1957）によりとだえ約100年間続いた『犀川通船』の事業は終りを告げた。

1, 江戸時代の犀川通船

この地域で、多量の物資を輸送する手段は、「中馬」「伝馬」など、牛馬に頼ることが主であった。より多量の物資を運ぶ手段として、川を利用して「船」による方法は、古くからあったようである。

古代から、「川は物流の道」であった。特に明科地域は河川合流の地にあり、古代以前より、河川利用による経済活動が強く伺われる。

江戸時代には、陸上輸送網が整備され、旅や輸送関係の専門業者が利権を持つようになっていた。このため、「通船」による物資輸送に対して、「宿場・中馬業者」からの反対があって、通船の出願をしてもなかなか実現しなかった。

『犀川通船』の最初の出願は、元文4=1739といわれている。（出願者不詳）

*反対理由……宿場の困窮、堰の取り入れ口の開放（灌漑用水取り入れに差し障る）、伝馬役が動まらない、中馬による牛馬の駄賃に差し障る…以後、数回の出願があったが認められず、ようやく天保3年に承認された。通船承認にかかわり、船積荷品の制限がもうけられた。

*「宿継ぎ荷物」は積まない。客は乗せない。宿方のさしつかえのない品のみを積む。……………（史料参照）
しかし、規定以外の荷品や人を乗せることがあり、規定が守られなくなっていった。しばしば宿方側より規定順守の出願がなされるに至った。

天保4年に、『通船再規定書』が取り替わされた。
ここでは、通船数を15艘と制限したり、通船見改所の強化、許可品目を明記などが盛り込まれた。51許可品目（史料参照）
その後も、荷品差押えなどが続いた。

2, 明治時代以後の犀川通船

明治になり、荷品運送の独占権がなくなり、通船の荷物制限や乗客禁止もなくなった。最盛期には、船30艘を数えたという。

明科付近では、明治時代に木戸の「隠岐正三」が、大正時代には明科の「望月平一」・明通運会社・市通船会社が通船事業に当たった。

主な「船付場」は次の通りであった。

松本～熊倉～押野～木戸～上生坂～大日向～野平～川口～新町

所用時間は、荷積みの時間に差異があるが、松本～新町間でおおよそ7時間。

明治35年の鉄道「篠ノ井線」の開業により、通船は、主に明科～新町間となり、昭和13年に「犀川線道路」が長野～松本間全通により、ほとんどの通船は廃止されていった。

天保3年1月28日の示談書 (奉行の仲裁による)

<口語訳……明科町史上巻>

- 一、宿継ぎ荷物は全部、たとえ新規の産物でも商人の買ったものは船積みしない。
 - 一、往來の旅人はもちろん、武士の荷物や、御用荷物、また懇意なものでも決して乗船しない。
 - 一、通船荷物は、米穀類・酒・薪炭・長材木・長竹・石・土・瓦その他宿方のさしつかえにならないものに限る。
 - 一、宿方では通船川筋へ見改所を設けて番人を置き荷物を改め、もし取り極め以外の荷物を船積みしていたなら、船荷品共、双方立合いのもとに焼き捨て、通船を皆止める。
 - 一、通船許可と同時に願人より、見改所雑用手当、補償金として150両を宿方に渡す。また、100両は3年目の6月中に渡す。日限に渡さない時は、通船をさし止める。
- 右の規定の外に通船願人から藩へ、冥加金として永5貫文を上納する。

天保4年の『通船再規定書』の内 許可品目 (51品)

油粕 椎茸 神仏道具 砥石 瀬戸物 元結 水引 古手 雑類 足袋
 はご板 菓子類 乾物類 紙類 下駄 下駄緒 線香 鎌 釘 串柿
 石炭 酢 溜り 馬具類 竹細工類 ろう 雪駄 きえんしょう 長持 たんす類
 葉細工 野菜類 竹すだれ ふのり 太平墨 畳表 竹皮 蝋燭 建具類 藍襷
 鍋釜 椿 針金 紅花 古がね 塩 樽木 氷豆腐 生姜 みかん かぶ掛

明治時代の船荷 (新町 尾沢栄十郎 文書)

[下り船]

畳 建具 野菜 米 大小豆 足袋 縄蓆 木材 板桶木 檜板 石炭 はちみつ
 わらび粉 塗物 反物 植木 刻煙草 雑貨 味噌 醤油 茶

[上り船]

塩 魚類 (かずのこ 干鰯 丸いか あじ さば) 石油 麻 下駄 椿 水油
 陶器 玉砂糖 白砂糖 桑苗 大豆 蓆
 明治17年……入り船数 143 明治22年……入り船数 127

大正時代の川下への主な発送品 大正14年 山十商店 (潮) 送券より
 (『犀川通船合資会社』扱い)

白米 モチ米 ひき割 そうめん メリケン粉 三盆砂糖 黒砂糖 白砂糖
 いも干し 凍豆腐 甘藷 菓子類 (干菓子が主流) みかん 茶 サケ マス
 プリ タラ サンマ イワシ ニシン (主に塩漬か干物) 竹輪 かんづめ類
 削り節 煮干 焼酎 水油 酒類 ビール サイダー 綿糸 綿布 絹布 毛布
 毛糸 中綿 布団綿 石油 セメント 履物類 (下駄・地下足袋・くつ・ぞうり・
 わらじ・布靴など) 雑貨 (うちわ・笠・傘・ござ・蓆・ごみかき・盆灯籠・蚊帳
 トタン・針金・釘・自転車など) 紙類 ぬか 搗粉

- *商品の送り先は、個人宛が一番多いが、商店宛も多かった。
- *当時の川下の人々の生活必需品の一端が見えてくる。

「船便集散地」で賑わった「木戸」の役目は、自動車輸送への転換により終わった。
 明科地域の流通の中心は、明治35年、『明科駅』開業により「明科駅前周辺」へと
 移っていったが、ここで完全に明科地域の物流起点は明科駅前周辺となった。

長野県水産試験場

<明科・中川手>

施設

本場	敷地	33935㎡	試験池	108面
木曾試験池	〃	9731	〃	55〃
押野試験池	〃	3701	〃	43〃
諏訪支場	〃	6680	〃	15〃
佐久支場	〃	11732	〃	42〃
アユ種苗センター	〃	3451	〃	32〃

沿革 (明科分)

大正15年 (1926)	県営犀川ふ化場(現 本場) 中川手村に設置
昭和3〃 (1928)	長野県明科魚類増殖場と改称
〃11〃 (1936)	養魚池・庁舎・付属建物を現在地に新設
〃13〃 (1938)	長野県水産指導所と改称
〃20〃 (1945)	長野県明科水産指導所と改称
〃22〃 (1947)	長野県水産指導所と改称
〃55〃 (1980)	押野試験池を明科・七貴に新設
〃56〃 (1981)	長野県水産試験場に改称 魚病指導総合センターを新設付置

水産試験場の主な研究課題

- ①漁場環境の保全……護岸・魚道の研究、ブラックバスなど外来魚駆除研究等
- ②天然水面の有効利用…効果的な増殖技術の研究
- ③地域産業の育成……魚類防疫対策、増養殖技術の開発・普及
- ④優良種苗の供給……バイテク技術による三倍体(信州サーモン)等、アユ・シナノユキマスなどの養殖用・放流用種苗の供給
- ⑤水辺環境教育推進……水環境・水産資源の保全の啓発、出前講座・体験学習・勉強会等

信州特産 「信濃サーモン」 (県内のみで養殖)

この試験場が、約10年かけて開発。水産庁に申請したマス類の養殖新品種。
(平成16年4月26日 承認された)

- *特徴
- ・肉厚でおいしい
 - ・ニジマスより肉のきめが細かい
 - ・体色が銀色できれい
 - ・魚の病気に強い
 - ・ニジマスの飼育施設がそのまま使える
 - ・繁殖能力を持たないので、自然界に出ても繁殖しない
 - ・稚魚から約2年で、全長50～60cm、体重1.5～2kgに成長

*実績 平成16年 20生産者 10万尾 17年 15生産者 10万尾
18年 19生産者 22万尾

*養殖業者から出荷が始まっている。

湧水をめぐって

明科地域の周辺では、古老の話によると、昭和15年＝1940頃まで「鮭」がとれたという。

記録をさかのぼると、約1000年前に、「伊勢神宮」に献上したらしいとか江戸時代に年貢として「鮭役」などがあったことなどが見られる。

明科地域（三川合流地付近）に水産試験機関が設けられたのは、大正時代に、犀川の護岸堤防が築かれ、それに伴って豊かな「湧水」が生じたことによる。

初め、「わさび田」が開設された。

この環境に着目した地元先覚者「倉科多策」「竹田信平」や県の水産技師によって、「御宝田」の「わさび田」付近へ「ふ化場施設」が作られたのが、『水産試験場』の前身である。

この計画設計は、大正15＝1926に始まり、『長野県明科魚類増殖場』として、ニジマス・川マス・ブラウントラウト等の飼育を開始した。

特に、困難視されていた「ニジマス池中養殖・採卵」の研究に着手した。

この事業は、「県漁業組合連合会」などの強い要望で施設の拡張がなされてきた。発電所建設に伴う漁業補償などの資金もあり、施設内容が次第に拡充され、現在地に昭和13＝1938、『長野県明科水産指導所』として発足した。

昭和30年代には、「ニジマス」が欧米輸出の花形となったことから、指導所で生産された受精卵は年間2000万粒・稚魚500万尾と東洋一の実績を上げた。

昭和40年代後半から、ウイルスによる稚魚大量死という状況が起き、昭和56年に『魚病指導総合センター』が同所に新設された。

上流の「わさび田」の湧水量が以前の半分に減少してきたこと・水質汚染が進んできたことなどから、昭和55＝1980、押野に『押野試験池』を開設し、稚魚育成のかたわら、遺伝子工学の応用など新時代を展望した研究を開始した。

なお、昭和56年から、同所の名称が『長野県水産試験場』になり、現在に至っている。

平成時代に入り、バイオ技術により同所で生みだされた『信濃サーモン』は、信州ブランドとして生産され人気を得ている。

御宝田の『わさび田』は、湧水が豊富で、わさびの栽培に適している。

明治中期頃、静岡から穂高にわさび漬の製造法が伝わり、篠ノ井線の開通（明治35＝1902）により、明科駅より東京・名古屋方面に出荷されるようになった。

御宝田一帯の堤防建設は、明治時代後期から次第に始まり、大正3＝1914頃、完成した。これにより、度重なる水害から免れ、一応安定した農地になっていった。大正2年～8年にかけて、御宝田（八十七共有地）は、耕地整理組合（竹田信平組合長）の設立により農地は整備されていった。

御宝田の『わさび田』は、大正時代末頃から、地元の有志が共同して栽培したが、戦後、犀川西側のわさび田は地元以外の人の手に渡り、犀川東側のみとなり、生産量は少なくなっていた。

『水郷あかしな』

昭和31=1956、合併協議会の一員であった「七貴村」が、一部分村という形ではあったが合併し（生坂村は協議会離脱）、「新明科町」誕生となった。

30年代は、合併による生活環境整備・農工業振興・学校建築・人心の融和など町の課題や骨格作りに、視点の多くが注がれ、住民・行政ともに、そこにエネルギーが費やしていった。これらの経緯は、当時の『あかしな公民館報』『町報あかしな』の記事の随所に見られる。

そのような中で、自然豊かな明科地域をどのように生かすかという課題も提起されるようになってきた。

まず最初は、「長峰山」の開発であった。（昭和41=1966着工、川端・井上・東山の三氏が長峰山を訪れたのは、長峰山までの林道完成間近の昭和45=1970であった）

「犀川周辺」の開発は、「長峰山開発」より少し遅れた。昭和37=1962、『水産指導所』で育った「黄色いニジマス」が、伊勢市・五十鈴川に献納され話題となった。昭和39=1964、天皇・皇后陛下が「水産指導所」を視察され、「黄色いニジマス」に興味をひかれた事が報道された。

昭和42=1967、『明科フィッシングランド』（含・付属水族館）が明科町・松本電鉄の合資で開館した。

明科の「水の豊かさ」が、次第に認識されるようになっていった。

*「町づくりアンケート」（昭和48=1973実施）『町報あかしな』記事より

○観光としてどこを開発したいか？

1, 長峰山周辺	34,	2%
2, 水族館周辺	28,	5%
3, 押野山周辺	21,	7%

以下略

○水族館等の跡地利用は？

1, 公園遊園地	33,	0%
2, 老人福祉施設	25,	5%
3, 教育文化施設	14,	6%

以下略

昭和50年代になり、「都市計画公園」として、龍門渕一帯を指定し、諸施設建設に乗り出した。『運動公園』（昭和51年）『明科公民館』（昭和52年）『町民プール』（昭和56年）『アヤメ作り』（昭和57年頃より）『鉄柵（犀川をまたぐ）』（昭和58年）『龍門渕公園』（昭和59年）『第1回アヤメフェスティバル』（昭和60年→『あやめ祭り』に発展）『能の披露』（昭和60年、明科出身の能楽師人間国宝・青木祥二郎によって。その後、続けられて、平成3=1991に正式に『水郷明科薪能』誕生）『前川』を利用した『カヌーコース』が造られ、全国レベルの大会が開かれるようになった。

都市計画公園は、龍門渕一帯からさらに上流の「三川合流地」へと広がりを見せていった。

御宝田一帯の河川敷内に、『マレットゴルフ場』『運動広場』『人工池』などが造られた。平成4=1992、『御宝田人工池』に「ハクチョウ」初飛来、以後、川辺の野鳥観察地となった。平成16=2004、御宝田の河川敷外に、『自然体験交流センター “せせらぎ”』が開館した。『川・水文化』の集会・学習・実習等に幅広く利用されている。（主な資料は『あかしなアルバム』より抜粋した）

『町報あかしな』の中から

(『町報あかしな』復刻版 昭和30～50年)

○「総合開発計画の具体化」(昭和47年 NO26)

町長談話として……明科町では時代の求めに応じた、一層魅力あふれる町にするため、山紫水明に恵まれた自然環境を高度に生かした、総合開発計画の具体化に、着手することになりました。……開発にあたっては、つねに住民サイドに立ち、町の皆さんと話し合い理解のもとにすすめる考えです。……住民アンケート調査も実施し……。

乱開発につながらないようにと、昭和49年、『明科町開発基本条例』が制定された。ねらいは、自然と調和し、かつ人間性尊重を基調とした開発へと転換を図り、住みよい豊かな郷土を創造する……と解説している。

○「水族館の跡地問題」(昭和49年 「9月議会」議事録)

町長答弁として……「開発審議会」をつくり、将来にむけて、大きな計画について検討している。……長峰・押野山一帯、水族館一帯を総合的立場から開発をしていき、町の発展に期したい……。

しかし、開発について賛成ばかりではなかった。

議員の意見(質問)として……町民にとって、素朴なまま残された自然は、かけがえのない財産として町民固有のものである。……貴重な遺産を、一部都会の大資本の営利主義にあけ渡すことはいかなるものか。……

○「水族館の跡地利用」(昭和50年 「6月議会」議事録)

議員の意見(質問)として……町民の貴重な財産である水族館周辺の再開発に積極的に取り組んでいただき、一日でも早く水郷の地を町民憩いの場となるよう一段の努力を要望する。……

町長の答弁として……この財産は、有効に町民のためになるよう考えたい。計画を立て、来月、早急に相談したいのでご協力願いたい。……

○「都市計画指定」を受けて (昭和50年 「9月議会」議事録)

議員の意見(質問)として……都市計画指定を受け、県等の指導のもとに、準備を整えているが、その一端として「運動公園」「都市公園」を包含して実現を期す「当局案」のようだが……「完成予想図」を知りたい。……

町長の答弁として……都市公園として、町民のための「いこいの場」「体育の場」として有効な場所になると確信している。……

種々の論議を経て、「水郷のまち」らしい計画が進展し始めた。その最初の施設として、『運動広場』が完成し、オープン記念事業として、「全明科軟式野球大会」が、10チームの参加で開催された。
ちなみに、始球式は、ピッチャーが町長・キャッチャーが副議長だったという。

犀川に沿った「三川合流地」～「龍門淵」間に、「水」を中心にした文化施設・祭り・芸能などが、住民の知恵と努力で次第に形作られていっている。